

## 裁判所がその事務に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

平成20年3月21日

最高裁判所環境配慮の方針推進委員会

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成19年3月30日閣議決定。以下「政府の実行計画」という。)及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)により定められた事項に準じ、裁判所が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画(以下「本計画」という。)を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 目標

裁判所の事務に伴う温室効果ガス排出量は、平成18年度において旧実行計画の削減目標を達成していることに鑑み、目標年度である平成22年度から平成24年度までの温室効果ガス総排出量の平均を平成13年度比で8%削減することを目標として、以下の取組を行うこととする。

この目標は、取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

#### 2 対象となる事務

最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所並びに検察審査会の事務を対象とする。

#### 3 実施計画の期間等

本計画は、平成19年度から平成24年度までの期間を対象とし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

#### 4 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

##### (1) 低公害車の導入

ア 公用車については、低公害車の導入を図る。特に一般公用車については、低公害車比率100%を維持する。

イ 車の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

##### (2) 自動車の効率的利用

ア 公用車等の効率的利用等

- (ア) 裁判所においては、平成17年度の公用車で使用する燃料の量が平成13年度比で77.4%となっている。公用車で使用する燃料の量を平成13年度比で平成22年度から平成24年度までの期間に平均概ね85%以下とするという政府の実行計画の努力目標に準じ、今後も公用車の利用の効率化を図る。
- (イ) 車1台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行い、待機時のエンジン停止の励行、急発進及び急加速の中止等の環境に配慮した運転（エコドライブ）を行う。
- (ウ) アイドリングストップ車の導入についても、低公害車で公用車の規模等に条件が合う車種が販売された場合、導入を検討する。
- (エ) 有料道路を利用する一般公用車へのETC車載器の搭載を地域的交通事情を勘案しつつ、効果を得られるところから順次進める。
- (オ) 必要に応じて、3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載機の導入を検討する。
- (カ) 通勤時や業務時の移動においては、鉄道、バス等の公共交通機関の利用に努める。
- (キ) 公共交通機関が利用できず、やむを得ず公用車を使用する場合においても、複数の公用車が選択可能な場合には、燃費のより良い車を選択する。また、複数の公用車を同時に使用する場合には、運行距離の最も長いものに最も燃費の良い車を配車するなど、計画的な運行管理を推進する。
- (ク) 公用車の利用に当たっては、事前の綿密なルート確認により運行ロスを避ける。
- (ケ) タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- (コ) 来庁者に対しても、自動車利用の抑制を求める。

#### イ 公用車の台数の見直し

使用実態を精査し、台数の見直しを行い、その削減を図る。

#### (3) 自転車の活用

業務時の移動等において、庁用自転車の利用を一層推進する。

#### (4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

##### ア 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、エアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。

さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、使用面での改善を図る。

##### イ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は改修を計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規購入に当たって

も同様とする。

(5) 用紙類の使用量の抑制

ア 裁判所における用紙類の使用量は、平成13年度比で平成17年度に52.5%となっている。用紙類の使用量を平成13年度比で平成22年度から平成24年度までの期間に増加させないという政府の実行計画の努力目標に準じ、引き続き用紙類の使用量の抑制を図る。

イ コピー用紙、事務用箋等の用紙類の年間使用量について、課室単位など適切な単位で把握管理し、削減を図る。

ウ 会議用資料を一層簡素化し、両面コピー、集約(2 in 1等)コピーの徹底により、コピー用紙の使用枚数やコピー機の使用回数の削減を図る。

エ 各種報告書類のページ数や部数について必要最小限の量となるよう見直しを図る。

オ 不要となったコピー用紙(ミスコピーや使用済文書等)については、事件当事者が特定されるなど個人情報保護の観点から不適切と思われるものを除き、再使用、再生利用の徹底を図る。

カ 温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、庁内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。

(6) 再生紙などの再生品や木材の活用

ア 再生紙の使用等

(ア) コピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレトペーパー等の用紙類について、再生紙の購入を一層推進する。

(イ) 印刷物の発注に当たっては、再生紙を使用するよう指定する。

イ 木材、再生品等の活用

(ア) 使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを購入する。

(イ) 間伐材、小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を購入する。

(ウ) 初めて使用する原材料から作られた製品を購入する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを選択する。

(7) ハイドロフルオロカーボン(HFC)の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア ハイドロフルオロカーボン(HFC)の代替物質を使用した製品等の購入・使用等の促進

(ア) 冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品等地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。また、フロン類を使用した機器(冷蔵庫、空調機器、カーエアコン等)の廃棄に当たっては、フロン類が確実に回収されるよう適切な発注を行う。

(イ) パソコン等のキーボードにマットを敷く等、ダストブローアの使用の低減を図

るための措置を講じる。また、エアゾール製品を使用する場合には、ハイドロフルオロカーボン（HFC）等のフロンを使用した製品を使用しないようにする。

イ 電気機械器具からの六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の回収・破壊等

庁舎等において使用されている変圧器等の電気機械器具の廃棄、整備に当たっては、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の漏洩の防止、回収・破壊がなされるよう、適切な発注を行う。

(8) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

(ア) 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。

(イ) 環境ラベルの推進や製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達の推進を図る。

(ウ) 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を図る。

(エ) 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合には、バイオマス燃料、都市ガス、液化石油ガス（LPG）等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものにするよう努める。

(オ) 燃焼設備の改修に当たっては、バイオマス燃料、都市ガス、液化石油ガス（LPG）等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものにするよう努める。

(カ) 重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。

イ 製品等の長期使用等

(ア) 容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。

(イ) 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。

(ウ) 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。

(エ) 庁舎等の売店等におけるレジ袋の使用の自粛を呼び掛ける。

(オ) 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。

(カ) 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

庁舎等の自動販売機の設置実態を調査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種、冷蔵用の場合はノンフロン冷媒を使用した機種への変更を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立し

ている包装材を用いているものの積極的選択を図る。

オ メタン（ $\text{CH}_4$ ）及び一酸化二窒素（ $\text{N}_2\text{O}$ ）の排出の抑制

(ア) エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。

(イ) 庁舎等から排出される生ごみ等については、分別を徹底するとともに、適正処理を実施するよう、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

カ 環境に配慮した契約（グリーン契約）の推進

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）を踏まえ、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努める。また、裁判所が実施する総合評価落札方式による一般競争入札や企画競争において、事業者がISO14001、エコアクション21等の環境管理体制を内部に設け、適切に運用していることを積極的に評価しうる評価基準を設定するなど、調達手続を通じて事業者による環境保全活動の働きかけに努める。

## 5 建築物の建築，管理等に当たっての配慮

(1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底

建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制に配慮したものとして整備に努める。

(2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

ア 既存の建築物においてエネルギーの使用状況等省エネルギーに係る診断を実施し、さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り重点的に設備・機器の導入、設備等の改修、運用改善に努める。

イ 既存の建築物において、既に省エネルギーに係る診断等が行われている庁舎も含めて、更なる省エネルギーの可能性を精査するため、E S C O事業導入のフェジビリティ・スタディを実施するなどにより、可能な限りE S C O事業の導入に努める。

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

ア 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。

イ 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用に努める。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

ウ 建築物の建築等に当たっては支障のない限り再生産可能な資源である木材の利用に努める。

エ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場

合は、ハイドロフルオロカーボン（HFC）を使用しない建設資材の利用を促進する。

オ 電気の損失の少ない高効率受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

カ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入に努める。

(4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を検討する。

(5) 冷暖房の適正な温度管理及び運転時間の短縮

ア 庁舎等における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するとともに、運転時間を必要最小限に短縮するなど、空調設備の適正運転を図る。

イ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

(6) 新エネルギーの有効利用

ア 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、燃料電池、太陽熱、バイオマスエネルギー等の新エネルギーを活用した設備の導入を検討する。

イ 建築物の規模・用途等を検討し、コージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入に努める。

(7) 水の有効利用

ア 建築物等における雨水の適切な利用について、建築物の規模・用途に応じて検討し、可能な場合は、雨水利用設備の導入を図る。

イ 建築物から排出される排水の適切な再利用について、建築物の規模・用途に応じて検討し、可能な場合は、排水再利用設備の導入を図る。

ウ 必要性を踏まえて、給水装置等の末端への感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具の設置を進める。

エ 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

(8) 太陽光発電の導入及び建物の緑化に関する整備計画

ア 太陽光発電の導入及び建物の緑化に当たっては、施策の効果を有効に発揮できるよう整備に努めるとともに、国民への施策の周知についても考慮して整備を検討するものとする。

イ 太陽光発電の導入については、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明が可能となるよう配慮して整備に努めるものとする。

ウ 建物の緑化については、建物の低層部分への整備を主として行うよう検討する。

エ 庁舎等の周辺の整備状況や気候等の地域的条件、建物の使用条件等を考慮して、効果的な整備を検討する。

オ 既存庁舎へ整備する場合は、構造体の耐震安全性、積載荷重、整備後のメンテナ

ンス等を考慮する。

(9) その他

ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

(ア) 建築物の建築等に当たっては、支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう、発注者として促す。

(イ) 合板型枠について、一層の効率的・合理的利用や使用削減など施工を合理化する工法の選択をするよう、発注者として促す。

(ウ) 出入車両から排出される温室効果ガスを抑制するよう、発注者として促す。

(エ) 建設業に係る指定副産物（土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び木材）を再生利用するよう、発注者として促す。

(オ) 建設廃棄物等を適正に処理するよう、発注者として促す。

イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

(ア) 庁舎等の敷地について植栽を施し、緑化を推進する。

(イ) 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、庁舎等の敷地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を図るよう発注者として促し、廃棄物としての排出の削減を図る。

(ウ) 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を検討する。

(エ) エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備に努める。

(オ) 反射板の取り付け等により、照明の必要照度を確保した上で、可能な限り照明の間引き点灯等を行う。

(カ) 全ての白熱灯について、可能な限り省エネルギー型蛍光灯又はLED照明への切替えを図る。

(キ) 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明器具を選定する。

(ク) 環境配慮契約法を踏まえ、建築物の設計段階において、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した設計に関する企画提案を競わせて設計者を選定する、いわゆる「プロポーザル方式」による契約の推進を検討する。

ウ 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

(ア) 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を検討する。

(イ) 機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の室温に応じた制御を可能とする温度センサーや、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を検討する。

エ 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた

設備等については、率先的導入に努めるものとする。

## 6 その他の事務に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

### (1) エネルギー使用量の抑制

#### ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

- (ア) 裁判所においては、庁舎等の単位面積当たりの電気使用量が平成17年度において平成13年度比で100%となっている。庁舎等の単位面積当たりの電気使用量を平成13年度比で平成22年度から平成24年度までの期間の平均で概ね90%以下にするという政府の実行計画の努力目標に準じ、電気使用量のさらなる削減を図る。
- (イ) 裁判所においては、エネルギー供給設備等で使用する燃料の量が平成17年度において平成13年度比で103.1%となっていることから、エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、平成13年度比で平成22年度から平成24年度までの期間に平均で増加させないという政府の実行計画の努力目標に準じ、エネルギー供給設備等で使用する燃料の計画的な管理と削減を図る。
- (ウ) OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のものへの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等、エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- (エ) 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。  
また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォーム・ビズ」を励行する。
- (オ) 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止など冷暖房効果が上がる方策を徹底する。
- (カ) 残業のための点灯時間の縮減、定時退庁の一層の徹底を図る。このため、定時退庁日の午後5時以降の会議不開催の徹底を図る。
- (キ) 就業時刻前及び昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯する。  
また、夜間における照明も業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- (ク) トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- (ケ) 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を進める。
- (コ) 給湯器へのエコノマイザー(廃熱を再利用するための機器)の導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用の方策を検討する。
- (サ) 庁舎等に、施設規模等に応じてCO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り導入する。
- (シ) 冷蔵する物品の量を適切な範囲にとどめることにより、冷蔵庫の効率的使用を図る。

(ス) 昼休み等長時間パソコン、プリンタ、コピー機等のOA機器を使用しない場合に電源オフとすること、省エネモードを設定することを徹底する。

イ 省CO<sub>2</sub>化の要素を考慮した電力の購入

庁舎等の使用電力購入に際して、省CO<sub>2</sub>化の要素を考慮した購入方式の導入を図る。

ウ 庁舎における節水等の推進

(ア) 裁判所における庁舎等の単位面積当たりの上水使用量は、平成13年度比で平成17年度に94.8%となっている。庁舎等の単位面積当たりの上水使用量を平成13年度比で平成22年度から平成24年度までの期間に平均で90%以下にするという政府の実行計画の努力目標に準じた貢献をするため、引き続き上水使用量の削減を図る。

(イ) 必要性等を踏まえて、トイレに流水音発生器を設置することに努める。

(ウ) 水栓への節水コマの設置を進める。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めにする。

(エ) 水漏れ点検を徹底する。

(オ) 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を図る。

(2) ごみの分別

ア 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。

イ 分別回収ボックスを執務室内に適切に配置する。

ウ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう徹底する。

(3) 廃棄物の減量

ア 裁判所から排出される廃棄物の量（湿重量）は平成13年度比で平成17年度は85.1%となっており、また、廃棄物中の可燃ごみの量は同期間比81.5%となっている。庁舎等から排出される廃棄物の量（湿重量）を平成13年度比で平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね60%以下にすることという政府の実行計画の努力目標に準じ、3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））に取り組むことにより、引き続き廃棄物の量及び可燃ゴミの量の削減を図る。

イ 容器又は包装を利用する場合は簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。

ウ 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。

エ シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみとするよう徹底する。

オ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収を進める。

カ 庁舎等の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。

キ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。

## 7 職員に対する研修等

- (1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供，情報提供
  - ア 地球温暖化対策に関する研修の計画的な実施を検討する。
  - イ 庁内誌，パンフレット，庁内LAN等により，計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など，職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し，必要な情報提供を行う。
  - ウ 地球温暖化対策に関するシンポジウム，研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。
- (2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励
  - ア 国が主唱する環境関係の諸行事において，地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加に便宜を図る。
  - イ 希望する職員が地球温暖化対策に関する活動への積極的参加が進められるよう，休暇を取りやすい環境作りを一層進める等必要な便宜を図る。
- (3) その他
  - ア 昼休みの一斉消灯など職員が日常的に取り組むべき「省CO<sub>2</sub>行動ルール」を策定し，実施する。
  - イ 職員から省CO<sub>2</sub>化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し，効果的なものを実行に移す。

## 8 裁判所実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- (1) 最高裁判所環境配慮の方針推進委員会は，定期的に本計画に定める措置の取組状況を点検・評価し，温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置の推進を図るものとする。
- (2) 最高裁判所環境配慮の方針推進委員会の指示の下，本計画に定める措置の取組状況を調査し，具体的，細目的な推進措置を検討するため，小委員会を設置する。小委員会の構成員は，情報政策課課長補佐，総務局第一課課長補佐，人事局能率課課長補佐，経理局参事官，営繕課課長補佐，用度課課長補佐及び管理課課長補佐とし，経理局参事官が委員長として小委員会を統括する。
- (3) 本計画に定める対策の取組状況については，その結果を取りまとめた上，定期的に公表する。